

職員団体の登録について

職員団体の登録制度

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えており、その団体が民主的に組織されていることを登録機関である公平委員会が確認し公証する制度です。

登録を受けた職員団体には主に次のような付加的利便が認められます。

- ①登録職員団体の交渉の申し入れには、当局が積極的に応ずべき地位に立つこと（地方公務員法第55条第1項）
- ②在籍専従職員を認めることができること（地方公務員法第55条の2）。
- ③法人格の取得（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第2項）

職員団体登録の要件

職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体であり、警察職員と消防職員以外の職員が組織することができます（地方公務員法第52条第1項・第2項・第5項）。ただし、管理職員等（監督的地位にある職員等）が、管理職員等以外の職員と同一の職員団体を組織することはできません（地方公務員法第52条第3項）。

職員団体が登録される資格を有し、かつ、引き続き登録されているためには、次の要件を備える必要があります。

1. 職員団体の規約少なくとも地方公務員法第53条第2項各号の事項が記載されていること
2. 職員団体の重要な事項（規約の作成や変更、役員選挙など）がすべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙の場合は、投票者の過半数）によって決定される旨の手続きを定め、かつ現実にもその手続きに基づき決定されていること。
3. 職員団体の構成員が同一の地方公共団体の職員のみであること（ただし、非職員である役員が構成員であっても構いません）。

職員団体の登録に関する手続き

登録職員団体は、規約を変更した場合、又は役員の変更その他の事由によって登録事項に変更が生じた場合には、変更された日から10日以内にその旨を公平委員会に届け出なければなりません（比企広域市町村圏組合職員団体の登録に関する条例第4条1項）。

登録事項の変更の届出

[提出書類]職員団体登録事項変更届（様式第1号）

[添付書類]

（規約変更）

- ・規約採択証明書（様式第2号）
- ・変更後の規約
- ・重要行為決定報告書（様式第5号）

（役員変更）

- ・役員選出証明書（様式第2号）

[提出部数]正副2部

[提出期限]当該事由が生じた日から10日以内

解散の届出

[提出書類]職員団体解散届（様式第4号）

[添付書類]

（規約変更）

- ・規約採択証明書（様式第2号）
- ・変更後の規約
- ・重要行為決定報告書（様式第5号）

[提出部数]正副2部

[提出期限]当該事由が生じた日から10日以内

ご注意

人事異動等により、届出が遅延されることがあります。適正に届出がなされないと、登録の効力停止又は取消しとなる重要な手続きであることを十分認識され、届出してください。

お問い合わせ先

比企広域公平事委員会

住所：〒355-0073 東松山市大字上野本1300番地1

電話番号：0493（23）9331 ファックス番号：0493（23）9332